

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（特定建築物）</p> <p>第3条 条例第9条第1項の市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物は、次の各号のいずれかに該当する建物とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の建物であって、次に掲げる用途の区分に応じ、その用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）がそれぞれ次に定める面積以上のもの</p> <p>ア 事務所 <u>1,000</u>平方メートル</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)－(4) (略)</p>	<p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（特定建築物）</p> <p>第3条 条例第9条第1項の市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物は、次の各号のいずれかに該当する建物とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の建物であって、次に掲げる用途の区分に応じ、その用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）がそれぞれ次に定める面積以上のもの</p> <p>ア 事務所 <u>2,000</u>平方メートル</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)－(4) (略)</p>